

議案第126号

宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年(2017年)11月17日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市条例第 号

宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例
宝塚市特別会計条例(昭和39年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条第16号を次のように改める。

(16) 宝塚市営霊園事業費特別会計

宝塚市営霊園事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の宝塚市特別会計条例の規定による宝塚すみれ墓苑事業費特別会計に係る平成29年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

議案第126号

宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別会計条例(昭和39年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>宝塚すみれ墓苑事業費特別会計</u> <u>宝塚すみれ墓苑事業の円滑な運営と</u> <u>その経理の適正を図るため</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>宝塚市営霊園事業費特別会計</u> <u>宝塚市営霊園事業の円滑な運営とそ</u> <u>の経理の適正を図るため</u></p>